

きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2021.6月 No.194

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入の事業所さまへ



○ 社会保険料の算定の時期になりました。

社会保険料の算定とは、4月～6月に支給する給与の平均額を基準にして最長1年間の社会保険料を決めることです。7月のはじめに算定届を提出いたしますので、6月の給与支給が終わられた事業所様は賃金台帳の御準備を宜しくお願いいたします。また、パートの方で社会保険に加入されている方などいらっしゃる場合は出勤日数の確認もさせていただく場合がありますので、出勤簿の御準備も宜しく申し上げます。

○ 賞与が支給されましたらご連絡下さい。

・賞与を支給したら年金事務所への届出が必要です。

【 賞与の支給日 ・ 賞与を支給した方のお名前 ・ 支給金額 】

各担当迄ご連絡申し上げます。また、賞与を支給する際の保険料が不明の場合も遠慮なく当事務所にお問合わせ下さい。



労働保険事務組合きずなの皆様へ



○ 労働保険料のお知らせをお送りしております。

今年の納付期限は6月30日までとなっておりますので、納付を宜しく申し上げます。

給与計算業務を委託されている事業所様へ



○ 住民税の変更時期になります。

事業所様へ市役所より住民税の金額の通知書が届きます。

お手元に届きましたら、通知書を当事務所までFAXかメール

で送ってください。7月10日期限の納付より住民税が変更になりますので、その前に支給される給与より変更になります。御協力よろしく申し上げます。

宮崎県地方も5月11日梅雨入りしました。昨年より19日早い梅雨入りです。この時期は設備や環境での労災の危険リスクが高まるだけではなく。人も「不安全・不健康な状態」になりやすいものです。常日頃から従業員が安全で健康的に働けるよう、工夫しながら、対策を進めていきましょう。